

建築設計業務委託特記仕様書

令和4年4月版

千葉市都市局建築部

(案)

建築設計業務委託特記仕様書（令和4年4月版）

第1 業務概要

1 業務名称 千葉市立幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築設計業務委託

2 履行期間 540日

3 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 千葉市立幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）
(2) 敷地の場所 千葉市美浜区若葉3丁目1番26
(3) 施設用途 小学校
(4) 対象棟名称 校舎、屋内運動場、プール等

4 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）において「□」及び「■」が付された項目においては「■」が付されたものを適用する。

5 設計与条件

(1) 敷地の条件

- ア 敷地の面積 約18,000m²
イ 用途地域及び地区の指定 第二種住居地域、第一種高度地区

(2) 施設の条件

- ア 施設の延べ面積（計画面積） 約8,500m²
イ 主要構造 鉄骨造等
ウ 階数 地上 階 地下 階
エ 耐震安全性の分類
 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日）による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。
(ア) 構造体 II類
(イ) 建築非構造部材 A類
(ウ) 建築設備 乙類

(3) 建築概要

- 新築等（小学校）
 改修等（）
 その他（）

(4) 設備概要

- ア 電気設備
■ 電灯設備
■ 動力設備
■ 電熱設備
■ 雷保護設備
■ 受変電設備
■ 誘導支援設備
■ テレビ共同受信設備
 テレビ電波障害防除設備
 監視カメラ設備
 駐車場管制設備

- | | |
|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 電力貯蔵設備
<input checked="" type="checkbox"/> 発電設備
<input checked="" type="checkbox"/> 構内情報通信網設備
<input checked="" type="checkbox"/> 構内交換設備
<input checked="" type="checkbox"/> 情報表示設備
<input checked="" type="checkbox"/> 映像・音響設備
<input checked="" type="checkbox"/> 拡声設備 | <input type="checkbox"/> 防犯・入退室管理設備
<input checked="" type="checkbox"/> 自動火災報知設備
<input checked="" type="checkbox"/> 中央監視制御設備
<input checked="" type="checkbox"/> 構内配電線路
<input checked="" type="checkbox"/> 構内通信線路 |
|--|---|

イ 機械設備

- | | |
|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 空気調和設備
<input checked="" type="checkbox"/> 換気設備
<input checked="" type="checkbox"/> 排煙設備
<input checked="" type="checkbox"/> 自動制御設備
<input checked="" type="checkbox"/> 衛生器具設備
<input checked="" type="checkbox"/> 給水設備
<input checked="" type="checkbox"/> 排水設備 | <input checked="" type="checkbox"/> 消火設備
<input checked="" type="checkbox"/> 廚房機器設備
<input checked="" type="checkbox"/> ガス設備
<input type="checkbox"/> 排水処理設備
<input type="checkbox"/> ごみ処理設備
<input checked="" type="checkbox"/> 昇降機設備
<input checked="" type="checkbox"/> 給湯設備 |
|--|---|

(5) 関係工事名称（予定）

- ・千葉市立幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築工事
- ・千葉市立幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築電気設備工事
- ・千葉市立幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築給排水設備工事
- ・千葉市立幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築昇降機設備工事
- ・千葉市立幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築空気調和設備工事
- ・千葉市立幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築ガス設備工事
- ・千葉市立幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築外灯設備工事
- ・千葉市立幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築散水設備工事
- ・千葉市立幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）グラウンド整備工事
- ・千葉市立幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）植栽工事

(6) 設計与条件の資料

設計与条件については、次の資料による。

- ・図面枠仕様
- ・計画主旨説明書

(7) 成果品の概成時期

- | | |
|----------------|--------------|
| ・基本設計の納期 | 委託始期から 180 日 |
| ・実施設計の納期 | 委託始期から 450 日 |
| ・計画通知（確認済み証発行） | 委託始期から 540 日 |

第2 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書（千葉市都市局建築部）」（令和2年4月版）による。

1 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

ア 基本設計

- 建築（総合） 基本設計に関する標準業務
- 建築（構造） 基本設計に関する標準業務
- 電気設備 基本設計に関する標準業務
- 機械設備 基本設計に関する標準業務

イ 実施設計

- 建築（総合） 実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 建築（構造） 実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 電気設備 実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 機械設備 実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

(2) 追加業務の内容及び範囲

- 積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の収集、見積検討資料の作成）
- 計画通知、確認申請に関する手続業務（手数料の納付は含まない）（既存不適格調書等の書類作成を含む）
 - 構造計算適合性判定を含む
 - 建築物エネルギー消費性能適合判定を含む
- 透視図作成
 - [種類（_____） 判の大きさ（_____） 枚数（_____） 額の有無（_____）
材質（_____）]
- 透視図の写真撮影
 - [カット枚数（_____） 判の大きさ（_____） 白黒・カラーの別（_____）
電子データ（_____）]
- 模型製作
 - [縮尺（_____） 主要材料（_____） ケースの有無（_____） 材質（_____）]
- 模型の写真撮影
 - [カット枚数（_____） 判の大きさ（_____） 白黒・カラーの別（_____）
電子データ（_____）]
- 千葉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に係る申請に関する手続業務（標識の作成・設置、標識作成届の作成・届出）
- 千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第3条第4条に係る届出又は第7条第2項に係る申請に関する手続業務（届出・申請図書作成、届出・申請、承認書等の受理）
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る届出に関する申請業務（届出図書の作成、届出）
 - 建設副産物の処理基準及び再生資源の利用基準によるリサイクル計画書の作成
 - 建築物総合環境性能評価システム（C A S B E E）による評価に係る業務
 - 概略工事工程表の作成
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項に係る申請に関する手続業務（申請図書作成、申請手続、認定書の受理）
 - 同第4項を含む

- 耐震判定書の取得に係る届出に関する手続業務（耐震判定に係る資料作成、届出手続、判定書の受理）
- 耐震改修に係る工法選定検討に係る業務
- 建築基準法第7条の6第1項仮使用承認申請に関する手続業務（申請図書作成、申請手続、認定書の受理）
- 建築基準法第48条用途規制に係る許可申請に関する手続業務（申請図書作成、申請手続、許可書の受理）
- 建築基準法第52条容積率に係る許可申請に関する手続業務（申請図書作成、申請手続、許可書の受理）
- 建築基準法第53条建ぺい率に係る許可申請に関する手続業務（申請図書作成、申請手続、許可書の受理）
- 建築基準法第55条低層住宅専用地域の高さ限度に係る許可申請に関する手続業務（申請図書作成、申請手続、許可書の受理）
- 建築基準法第56条高さ制限に係る許可申請に関する手続業務（申請図書作成、申請手続、許可書の受理）
- 建築基準法第56条の2日影規制に係る許可申請に関する手続業務（申請図書作成、申請手続、許可書の受理）
- 建築基準法第59条の2総合設計制度に係る許可申請に関する手続業務（申請図書作成、申請手続、許可書の受理）
- 建築基準法12条5項に係る報告業務
- 建築基準法12条5項に係る報告書の作成（昇降路の構造検討資料作成）
 - 既存建築物の計画通知を含む
 - 既存不適格調書の作成
- 建築基準法第86条の2第1項一団地の総合的設計制度に係る建築認定申請に関する手続業務（申請図書作成、申請手続、認定書の受理）
 - 千葉県福祉のまちづくり条例に係る届出に関する手続業務（届出図書の作成、届出）
 - 高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律に係る認定申請に関する手続業務（申請図書作成、申請手続き、認定書の受理）
- 千葉市建築物維持管理指導要綱に係る事前協議申請業務（申請図書作成、品性、結果書の受理）
 - 千葉市火災予防条例第43条の3工事中の消防計画届出書の作成
- 都市計画法第34条市街化調整区域に係る開発行為許可申請に関する手続業務（申請図書作成、申請手続、証明書の受理）
 - 都市計画法施行規則第60条に係る証明書交付に関する手続業務（申請図書作成、申請手続証明書の受理）
 - 千葉市都市景観条例に係る届出に関する手続業務（届出図書作成、届出）
 - 周辺環境報告書の作成
- 維持保全計画書の作成
- 住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く）

（3）特別経費の内容及び範囲

- 燃付・製本費
- 現地調査に係る費用
- 地質調査及び分析費用
 - 外壁劣化調査に係る業務（既存塗膜引張試験含む）（検体数：　　）
 - アスベスト成形板等の調査・分析に係る業務（検体数：　　）
 - 材質調査に係る業務（報告書含む）
 - P C B 使用機器調査及び絶縁油中のP C B 含有量試験に係る業務

- 耐震判定費
- 構造適合性判定に係る判定資料の作成業務及び適合判定通知書の取得

2 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 基本設計業務は、提示された設計与条件及び適用基準に基づき行う。
- イ 実施設計業務は、提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- ウ 積算業務は、実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

(2) 適用基準等

特記仕様書に記載されていない事項は以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

ア 共 通

- | | |
|---------------------------------------|------------------------|
| ■ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 | (平成25年3月29日) |
| □ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 | (平成8年版) |
| ■ 建築工事積算基準(千葉市都市局建築部) | (令和2年版) |
| ■ 公共建築工事積算基準 | (平成28年12月20日付国営積第18号) |
| ■ 公共建築工事積算基準の解説 | (建築工事編・設備工事編)(平成31年基準) |
| ■ 公共建築工事共通費積算基準 | (平成28年12月20日付国営積第18号) |
| ■ 公共建築工事標準単価積算基準 | (令和2年3月26日付国営積第8号) |
| ■ 建築物解体工事共通仕様書 | (平成31年版) |
| ■ 建築物解体工事共通仕様書・同解説 | (令和2年版) |
| ■ 建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準 | (令和2年10月一部改正) |
| □ 公共住宅建設工事共通仕様書 | (令和元年度版) |
| □ 公共住宅建設工事共通仕様書解説書 | (平成16年度版) |
| □ 公共住宅改修工事共通仕様書 | (初版) |
| ■ 電子納品運用ガイドライン[建築工事・委託業務編](千葉市都市局建築部) | (令和2年4月版) |
| ■ 建築工事積算マニュアル(千葉市都市局建築部建築管理課) | (平成31年版) |

イ 建 築

- | | |
|---------------------------------------|-----------------------|
| ■ 建築工事設計図書作成基準 | (令和2年9月30日付国営整第105号) |
| この基準を本委託に適用する。 | |
| この基準内で適用する技術基準等は、特記仕様書に記載の技術基準等を優先する。 | |
| ■ 敷地調査共通仕様書 | (令和元年10月23日付国営整第215号) |
| ■ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) | (平成31年版) |
| ■ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) | (平成31年版) |
| □ 公共木造建築工事標準仕様書 | (平成31年版) |
| ■ 建築設計基準 | (令和元年6月17日付国営整第24号) |
| ■ 建築設計基準及び同解説 | (平成18年版) |
| ■ 建築構造設計基準 | (平成30年4月25日付国営整第25号) |
| ■ 建築構造設計基準の資料 | (平成30年4月25日付国営整第25号) |
| ■ 建築工事標準詳細図 | (平成28年版) |
| □ 擁壁設計標準図 | (平成12年版) |
| ■ 構内舗装・排水設計基準 | (平成27年版) |
| ■ 構内舗装・排水設計基準の資料 | (平成27年版) |

- 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 (平成29年3月)

ウ 建築積算

- 公共建築数量積算基準 (平成29年3月17日国営積第29号)
- 建築数量積算基準・同解説 (平成29年版)
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）(平成30年3月20日国営積第18号)
- 建築工事内訳書標準書式・同解説 (平成30年版)
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）(平成30年3月20日国営積第18号)
- 公共住宅建築工事積算基準 (平成29年度版)
- 営繕工事積算チェックマニュアル (平成30年3月22日国営積第19号)

エ 設 備

- 建築設備計画基準 (平成30年版)
- 建築設備設計基準 (平成30年版)
- 建築設備工事設計図書作成基準 (平成30年3月19日国営積第157号)
この基準を本委託に適用する。
この基準内で適用する技術基準等は、特記仕様書に記載の技術基準等を優先する。
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） (平成31年版)
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） (平成31年版)
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） (平成31年版)
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） (平成31年版)
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） (平成31年版)
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） (平成31年版)
- 雨水利用・排水再利用設備計画基準 (平成28年版)
- 建築設備耐震設計・施工指針 (平成26年版)
- 建築設備設計計算書作成の手引 (平成30年版)
- 雨水利用設備設計マニュアル（千葉市都市局建築部建築設備課）

オ 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準 (平成29年版)
- 建築設備数量積算基準・同解説 (平成29年版)
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）(平成30年3月20日国営積第18号)
- 建築工事内訳書標準書式【設備工事編】・同解説 (平成30年版)
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）(平成30年3月20日国営積第18号)
- 公共住宅電気設備工事積算基準 (平成29年度版)
- 公共住宅機械設備工事積算基準 (平成29年度版)
- 営繕工事積算チェックマニュアル (平成30年3月22日国営積第19号)

(3) 業務実績情報の登録

受注者は、契約金額500万円以上の業務について、公共建築設計者情報システム（PUB DIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、監督職員の承諾を受ける。また、業務完了後に速やかに登録を行う。

(4) 作業計画書

作業計画書には、次の内容を記載する。

なお、プロポーザル方式による手続を経て業務を受注した場合は、技術提案書に基づき作業計画書を作成する。

ア 対象となる建築物の概要

- イ 業務の種類及び内容、実施方法及び業務実施期間
- ウ 作成する設計図書の種類
- エ 主任技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、業務経歴
- オ 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、業務経歴
- カ 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野（協力者がある場合）
- キ プロポーザル方式による手続を経て業務を受注した場合の業務履行
受注者は、プロポーザル方式による手続を経て設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。
- ク 作業スタッフ組織表
- ケ 作業予定表
- コ 報酬の額、支払時期及び契約の解除に関する事項
- サ 個人情報管理責任体制
- シ その他

(5) 主任技術者等の資格要件

ア 主任技術者

主任技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- 建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士を____年以上有する者とする。
- 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を____年以上または建築士法第2条第3項に規定する二級建築士を____年以上有する者とする。
- 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士の資格を有するものとする。

イ 担当技術者

担当技術者とは主任技術者のもとで、業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。また、担当技術者の資格要件は次による。

(ア) 建築（意匠）

- 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を____年以上または建築士法第2条第3項に規定する二級建築士を____年以上有するものとする。
-

(イ) 建築（構造）

- 建築士法第10条の2の2第1項に規定する構造設計一級建築士を有するものとする。
- 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を____年以上または建築士法第2条第3項に規定する二級建築士を____年以上有するものとする。
-

(ウ) 電気設備

- 当該業務の内容と同等以上の業務経験を有するものとする。

(エ) 機械設備

- 当該業務の内容と同等以上の業務経験を有するものとする。

(6) 貸与資料等

ア 設計図書等

- 建築物設計図書一式
- 工作物設計図書一式

イ 貸与資料

- 地質調査資料

ウ 資料の貸与及び返却

貸与資料	適用
・	
・	
・	
・	
貸与場所 返却場所	都市局建築部営繕課 都市局建築部営繕課
貸与時期 返却時期	業務着手時 業務完了時

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

ア 業務着手時

イ 監督職員又は主任技術者が必要と認めた時

ウ その他 ()

(8) 設計業務報告書の作成

前月の作業内容、作業の進歩状況及び進歩見込み、完了日を記入し、監督職員に提出する。

(9) その他、業務の履行に係る条件等

ア 指定部分

(ア) 範囲 _____

(イ) 履行期限 _____

イ 成果物の提出場所 都市局建築部営繕課

ウ 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

エ 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

(ア) 写真は、発注者が行う事務並びに発注者が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

(イ) 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)

a 写真を公表すること。

b 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

3 注意事項

(1) 設計上の注意事項

ア 材料、工法等

(ア) 材料及び工法等の選定にあたっては、特に監督職員の指示がない場合は受注者がこれを選定し、その比較検討内容について監督職員の承諾を得ること。

- (イ) 製造業者又は専門工事業者の協力が必要な材料及び工法等を選定する場合、又は特許権の対象となっている材料及び工法等を選定する場合は、事前に監督職員と協議すること。
- (ウ) 材料及び工法の選定にあたっては、原則として J I S 規格品、工場出来合品（レディメード品）等信頼できるものとし、できる限り既製品、規格品を有効に使用すること。なお、製造業者又は専門工事業者の指定は原則として行わない。また、材料及び工法等の名称は普通名詞をもって表現すること。
- イ 施設の維持管理が容易に出来るよう設計すること。
- ウ 工事施工に当たり容易に確実に、また安全に施工できるよう設計に留意すること。
- エ 既存施設等がある場合、特に既存設備の内容、取り合いや接合部を明確に図示すること。
- オ 受注者は、当該業務に關係する別途工事及び設計業務がある場合、各工事及び設計業務間の取合いについては十分な打合せを行い、業務の円滑化を図ること。
- カ 施設の場所の周辺環境に適合し、かつ公害、環境破壊のないよう配慮すること。
なお、施設の場所及びその周辺への環境配慮について、監督職員及び関係監督官庁等と調整のうえ監督職員に報告すること。
- キ 関連法規を遵守し、設計当初より関係監督官庁と十分に連絡、打合せをすること。
なお、計画通知等の届出に必要な書類は早めに準備すること。
- ク 設備工事において、負荷計算等が必要な場合は計算書を提出すること。
- ケ 受注者は検査に合格した後においても成果物にかしがあることが発見されたときは、監督職員の定める期間により成果物の修補をしなければならない。また、これに要する費用は受注者の負担とする。
- コ 受注者は、設計 V E の対象となった場合、監督職員の指示により、必要な資料を提出すること。また、設計 V E により提案があった場合、その検討及び実施に協力すること。
- サ その他、詳細については監督職員の指示による。

(2) 積算上の注意事項

- ア 鉄骨、鉄筋工事等は、地中梁以下及び階ごと（地下階を含む）に積算し、累計表にまとめること。
- イ コンクリート工事等は、打設ごとに積算し、累計表にまとめること。
- ウ 仕上工事の内装・金属・雑工事等は、部屋ごとに積算し、累計表にまとめること。
- エ 施設に複数の棟がある場合は、棟ごとに積算調書を作成すること。
- オ 製造業者又は専門工事業者の見積価格（カタログ含む）等を参考にする場合は、市中における取引状況等を把握するためヒアリング等を行い、見積は原則として 3 社以上の資料とし、比較表にまとめること。
- カ 内訳書の数量が「一式」の項目については、その内容を裏づける資料を提出すること。
- キ 積算の根拠となった資料及びカタログ類は整理し、提出すること。
- ク 積算については、営繕工事積算チェックマニュアル（平成 30 年 3 月 22 日国営積第 19 号）に基づき、設計図書、施工計画、数量書等の再確認を行うこと。
- ケ その他、詳細については監督職員の指示による。

(3) その他の注意事項

- ア CAD における図面表現上の注意事項
- (ア) 不要な情報はなるべく記載せず、本来表現されるべきものを明示する。
- (イ) 他の CAD データの引用により過度に圧縮された表現が生じないように工夫し、また文字表現、線種、書き入れ密度などのバランスを考慮し視認性を確保する。

(4) 書類作成上の注意事項

ア 一般書類

(ア) 基準類

- ・電子納品は「電子納品運用ガイドライン〔建築工事・委託業務編〕」による。
- ・工事費内訳書の作成は、営繕積算システム R I B C 2 ((一財)建築コスト管理システム研究所)による。

(イ) 書類一般

- ・書類の作成においては、項目立てを整理し、必要な場合は図版、表などを利用しながら、内容をバランスよく表現する。
- ・書類のとりまとめは、第2 4 成果物、提出部数等によるが、監督職員と協議の上適宜変更できる。
- ・版形はA 4 を基本とし、必要に応じてA 3 を使用する。
- ・必要に応じてカラー等も使用する。
- ・A 4 の書類は原則として両面印刷とする。
- ・ベースが白色であることが必要な写真や画像類の印刷以外は、再生紙の利用に努める。

(ウ) ファイルもしくはファイリング

- ・内容物に応じて、フラットファイル、パイプファイル等を使用する。A 4 を基本とする。
- ・内容を表紙および背表紙に表示する。原則として内容の名称及び年月とする。
- ・書類作成時期が数期に分かれる場合は、時系列を考慮してまとめる。

(エ) コンテナ (※資料 参照)

- ・提出にあたっては樹脂製コンテナに収め提出する。
- ・内容をコンテナの5面(蓋および側面4面)に大きく表示する。
- ・寸法の目安として、幅39cm×奥行53cm×高さ32cm程度のものとする。
また、内容物が少ない場合は適宜小型のコンテナを使用する。

イ 図面等

(ア) 図面 (データ)

- ・図面表現においては、「CADにおける図面表現上の注意事項(仕様書本文)」による。

(イ) 製本

- ・A 3 版の製本には光学的に縮小したものでなく、データから直接出力したものを使用する。
- ・図面製本における製本用紙は、横目用紙(Y目)とする。
- ・二つ折製本は「寒冷紗補強くるみ製本」による見開き製本とする。(※資料 参照)
- ・表紙及び背表紙に内容及び作成年月を記載する。(合本の場合は工種も記載。) 背表紙の表示は製本の幅が狭い場合は監督職員の指示による。

ウ その他

(ア) 著作権

- ・地図等、他者の作成したデータを使用する場合は、著作権を尊重し、利用規約を遵守する。

(イ) 環境負荷の低減

- ・紙使用量の削減など環境負荷の低減に配慮する。

4 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成 果 物	体裁	部数	適 用
1 建築（総合） <input checked="" type="checkbox"/> 建築（総合）※基本設計図書 計画説明書 仕様概要書 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input checked="" type="checkbox"/> 仮設計画概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 基本設計図（構造・設備を含む）	A3	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
2 建築（構造） <input checked="" type="checkbox"/> 建築（構造）基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書	A3	1 1	
3 電気設備 <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書	A3	1 1	
4 機械設備 <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書	A3	1 1	

成 果 物	体裁	部数	適 用
<p>5 その他</p> <p>■ 透視図</p> <p>□ 模型</p> <p>■ リサイクル計画書</p> <p>■ 公共建築整備指針に係るアカウンタ ビリティシート</p> <p>■ 電子納品成果物</p>	A4 A4 CD-R 又は DVD-R	一式 一式 1 一式	第2 1(2)参照 電子データ共 第2 1(2)参照
<p>6 資料</p> <p>■ 各種技術資料</p> <p>■ 各記録書</p> <p>■ 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) 目標値報告書</p> <p>■ 基本設計図 (電子データ)</p> <p>□ 基本設計図 (製本)</p> <p>■ 基本設計報告書 d</p>	A4 A4 A4 CD-R 又は DVD-R pdf A1 見開き製本(A2) A3 見開き製本(A4)	1 1 1 一式 2	

- (注) • 建築（構造）の成果物は、建築（意匠）基本設計の中に成果物に含めることができる。
- 電気設備及び機械設備の成果物は、建築（意匠）基本設計の成果物の中に含めることができる。
 - 建築（意匠）設計図は、適宜、追加してもよい。
 - 成果物は、監督職員の指示により、製本とする。製本形態等は、原則として特記仕様書による。
 - 電子データ等の提出については、電子納品運用ガイドライン[建築工事・委託業務編]による。

(2) 実施設計

成 果 物	体裁	部数	適用
1 建築（総合） ■ 建築（総合） 設計図 建築物概要書 仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 天井伏図（各階） 平面詳細図 部分詳細図（断面含む） 建具表 外構図 総合仮設計画図 ■ 色彩計画書	A3 見開き製本(A4) A 3	3 部 1 部	製本は工事別 図面枠（別図） 意匠・構造の合本 意匠・構造の合本一部
2 建築（構造） ■ 建築（構造） 設計図 仕様書 構造基準図 伏図（各階） 軸組図 部材断面表 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 ■ 構造計算書 ■ 判定書	A1 見開き製本(A2) A3 見開き製本(A4) A 4	※ ※	製本は工事別 図面枠（別図） ※建築（総合）による ※建築（総合）による

成 果 物	体裁	部数	適用
<p>3 電気設備</p> <p>■ 電気設備設計図</p> <p>仕様書 敷地案内図 配置図 電灯設備図 動力設備図 電熱設備図 雷保護設備図 受変電設備図 電力貯蔵設備図 発電設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 映像・音響設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 テレビ共同受信設備図 テレビ電波障害防除設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 防犯・入退室管理設備図 自動火災報知設備図 中央監視制御設備図 構内配電線路図 構内通信線路図</p> <p>■ 電気設備設計計算書</p>	A3 見開き製本(A4) A 4	1 部 1 部	製本は工事別 図面枠(別図) 単独で製本 単独で製本
<p>4 機械設備</p> <p>■ 空気調和設備設計図</p> <p>仕様書 標準図 敷地案内図 配置図 機器表 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 屋外設備図</p>	A3 見開き製本(A4)	1 部	製本は工事別 図面枠(別図) 単独で製本 単独で製本

成 果 物	体裁	部数	適用
<p>■ 給排水衛生設備設計図</p> <p>仕様書 標準図 敷地案内図 配置図 機器表 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 し尿浄化槽設備図 ごみ処理設備図 さく井設備図 屋外設備図</p>	A3 見開き製本(A4)	1 部	単独で製本 単独で製本
<p>■ 昇降機設備設計図</p> <p>昇降機設備図 搬送機設備図</p>	A3 見開き製本(A4)	1 部	図面枠 (※別図) 単独で製本 単独で製本
<p>■ 空気調和設備設計計算書</p>	A4	1 部	
<p>■ 給排水衛生設備設計計算書</p>	A4	1 部	
<p>■ 昇降機設備設計計算書</p>	A4	1 部	
5 建築積算			電子データ共
■ 建築工事積算数量算出書 (内訳書を含む)			
■ 建築工事積算数量調書			
■ 見積書等関係資料			
■ 営繕工事積算チェックリスト			
6 電気設備積算			電子データ共
■ 電気設備工事積算数量算出書 (内訳書を含む)			
■ 電気設備工事積算数量調書			
■ 見積書等関係資料			
7 機械設備積算			電子データ共
■ 機械設備工事積算数量算出書 (内訳書を含む)			
■ 機械設備工事積算数量調書			
■ 見積書等関係資料			

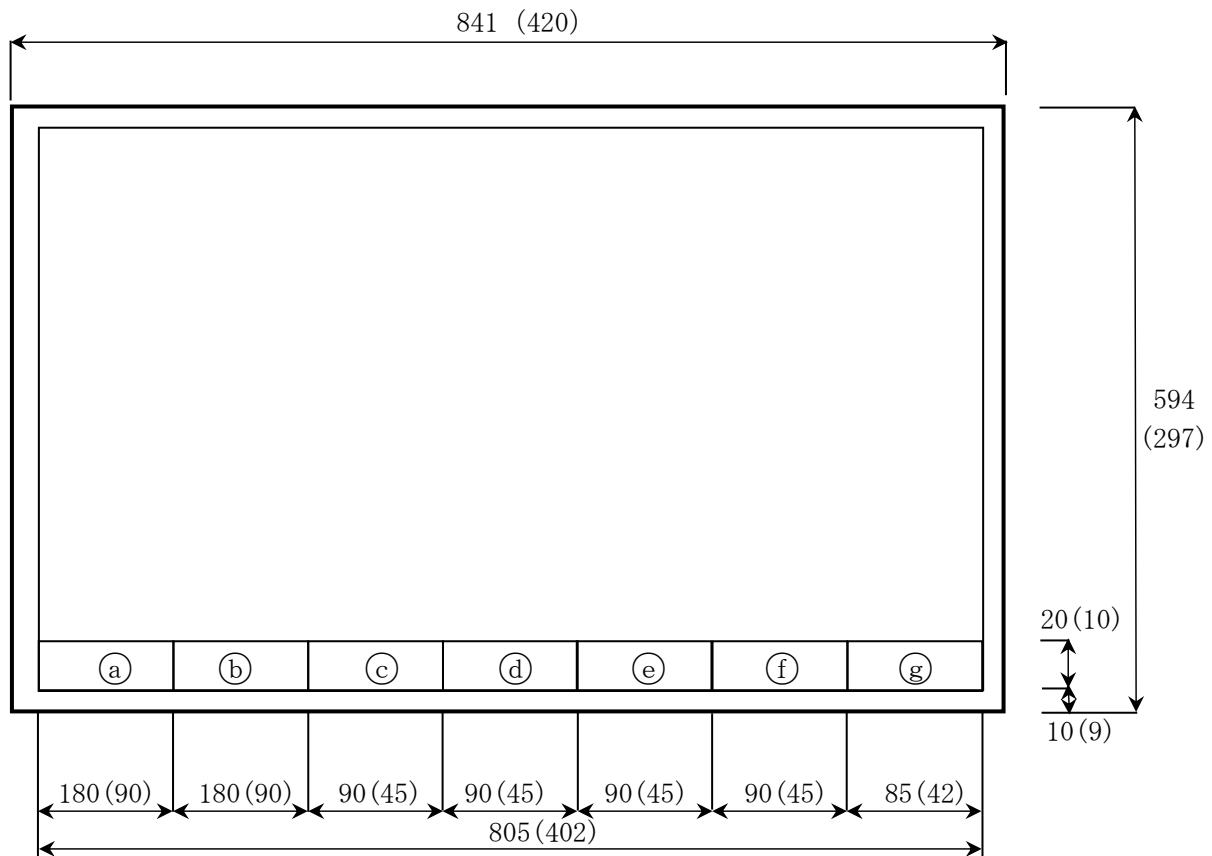
成 果 物	体裁	部数	適用
8 その他			
□ 透視図		一式	第2 1(2)参照 電子データ共
□ 透視図の写真		一式	第2 1(2)参照
□ 模型		一式	
□ 模型の写真	A4		
■ 省エネルギー関係届出書・計算書	A4	2 部	
■ リサイクル計画書	A4	1 部	工事別
■ 公共建築整備指針に係るアカウンターピリティシート	A4	1 部	
■ 工事中の消防計画に係る届出書	A4 白厚紙(文字打)	2 部	工事別(正・副)
■ 概略工事工程表	A4	1 部	工事別
□ 維持保全計画書	A4		
□ 施設使用条件書	A4		
■ 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)	A4	2 部	
■ 計画通知図書	A4)	4 部	適合判定機関、消防
■ 中高層建築物に係る届出書	A4	2 部	
□ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る届出書	A4		工事別
□ 開発行為許可に係る届出書	A4		
■ 開発行為又は建築に係る証明書	A4	2 部	
□ 仮使用の承認申請に係る届出書	A4		
□ 用途規制の許可申請に係る届出書	A4		
□ 容積率の許可申請に係る届出書	A4		
□ 建ぺい率の許可申請に係る届出書	A4		
□ 低層住居専用地域内の高さの限度の許可申請に係る届出書	A4		
□ 高さ制限の許可申請に係る届出書	A4		
□ 日影規制の許可申請に係る届出書	A4		
□ 総合設計制度の許可申請に係る届出書	A4		
□ 一団地の総合設計制度の建築認定申請に係る届出書	A4		
□ 既存不適格調書	A4		
■ 高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律に係る届出書	A4	2 部	
■ 千葉県福祉のまちづくり条例に係る届出書	A4	2 部	
■ 千葉市都市景観条例に係る届出書	A4	2 部	
□ 千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例に係る届出書	A4		
□ 千葉市建築物維持管理指導要綱に係る届出書	A4		
■ 周辺環境報告書	A4	1 部	

成 果 物	体裁	部数	適用
<input checked="" type="checkbox"/> 電子納品成果物 <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務報告書 <input type="checkbox"/> 建築基準法第12条5項による報告書 <input checked="" type="checkbox"/> 住民説明等に必要な資料 <input type="checkbox"/> 耐震判定に係る判定資料 <input checked="" type="checkbox"/> 工法選定検討資料	CD-R 又は DVD-R A4 A4	2部 1部 一式 一式 一式	工事別(正・副) 工事別
9 資料			
<input checked="" type="checkbox"/> 各種技術資料(必要に応じて) <input checked="" type="checkbox"/> 構造計算データ <input checked="" type="checkbox"/> 各記録書 <input checked="" type="checkbox"/> 実施設計図(電子データ) ※電子納品成果物とは別途 <input checked="" type="checkbox"/> 伺用設計図書	A4 A4 A4 CD-R 又は DVD-R A1 折込白厚紙製本 工事名称黒文字 (A4)	1部 1部 1部 2部 1部	工事別 工事別 工事別 工事別 P D F 形式 工事別

- (注) • 積算数量算出書の作成は、営繕積算システムRIBC2((財)建築コスト管理システム研究所)による。
- 設計図は、適宜、追加してもよい。
 - 成果物は、監督職員の指示により、製本とする。製本形態等は、原則として特記仕様書による。
 - 電子データ等の提出については、電子納品運用ガイドライン[建築工事・委託業務編]による。

設計図記入例

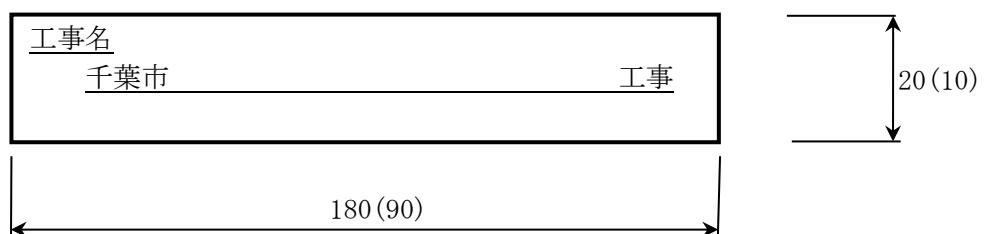
1 製図用紙（トレーシングペーパ等）の規格 A1 (A3) (単位:mm) () 数値はA3版



(a)



(b)



(c)

設計年月日	令和 年 月 日
特 記 事 項	
7.5 (5)	82.5 (40)

20(10)

(d)

変更年月日	令和 年 月 日
特 記 事 項	
7.5 (5)	82.5 (40)

20(10)

(e)

変更年月日	令和 年 月 日
特 記 事 項	
7.5 (5)	82.5 (40)

20(10)

(f)

図 面 名	
7.5 (5)	82.5 (40)

20(10)

(g)

縮 尺		図 面 番 号	
7.5 (5)	35 (16)	7.5 (5)	35 (16)

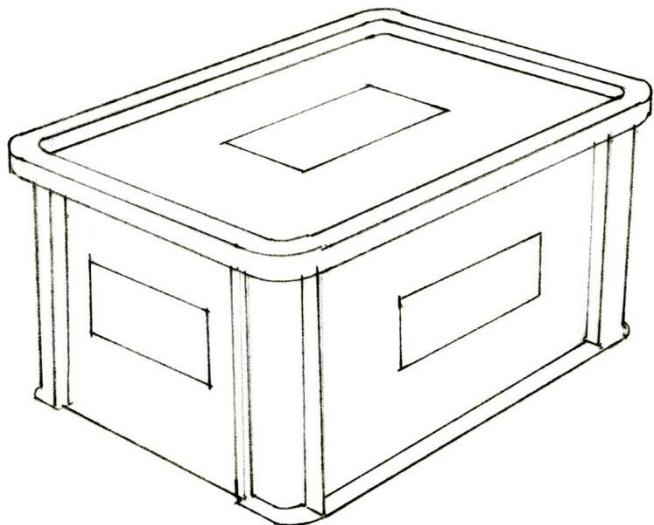
20(10)

※資料

寒冷紗補強くるみ製本



コンテナ及び表示



※工事内容をコンテナの5面（蓋及び側面4面）
に大きく表示する。

表紙及び背表紙の表示（基本形）

千葉市□□□□□ （合本は工種を記載） 令和〇〇年X月	千葉市□□□□□□□ (合本は工種を記載) 令和〇〇年×月
-----------------------------------	-------------------------------------